4　中小企業両立支援助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主

イ　次のいずれにも該当する事業主

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置に係る休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により、当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位（以下この項において「原職等」という。）に復帰させる措置（以下この項において「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主に限る。）であつて、育児休業をする被保険者の当該育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第六号に規定する一般派遣元事業主若しくは特定派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受け、育児休業後に当該被保険者を当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させたもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であつて、中小企業両立支援助成金（(1)に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

ロ　次のいずれにも該当する事業主

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業の制度及び原職等復帰措置を設け、かつ、当該被保険者のうち、育児休業をした期間が六箇月以上であるもの（被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が六箇月以上であるもの）であつて、平成二十三年十月一日以降に育児休業を終了した者を、育児休業後に当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、育児休業後一年以上継続して雇用した事業主であること。

(2)　常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じており、かつ、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のために、その雇用する被保険者に対し研修等を実施した事業主であること。

(3)　(1)に該当する被保険者と同一の被保険者が第二項第一号ハに規定する被保険者に該当することにより子育て期短時間勤務支援助成金の支給を受けた事業主でないこと。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに規定する事業主であつて原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が生じたもの　被保険者一人につき十五万円（一の年度において当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）

ロ　前号ロに規定する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1)　前号ロに該当する被保険者が最初に生じた場合　四十万円

(2)　前号ロに該当する被保険者が二番目から五番目までに生じた場合　被保険者一人につき十五万円

第百十七条を次のように改める。

第百十七条　削除

第百十九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第百十二条第五項第二号イ(2)又はロ(2)」を「第百十二条第六項第二号イ(2)又はロ(2)」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十三項を第十一項とし、第十四項から第十六項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「建設雇用改善推進助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金」を「訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は建設雇用改善推進助成金」に、「第百十二条第五項第二号イ(1)又はロ(1)」を「第百十二条第六項第二号イ(1)又はロ(1)」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十八項を第十六項とし、同条第十九項中「第百十二条第五項第二号イ(2)又はロ(2)」を「第百十二条第六項第二号イ(2)又はロ(2)」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第二十項を第十八項とし、第二十一項を第十九項とし、同条第二十二項中「第二十八項」を「以下この条」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十三項を第二十一項とし、第二十四項を第二十二項とし、第二十五項を第二十三項とし、同条第二十六項中「、高年齢者雇用確保充実奨励金」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条中第二十七項を第二十五項とし、第二十八項から第三十九項までを二項ずつ繰り上げる。

第百二十条及び第百二十条の二中「第百二条の五第二項及び第三項、第百四条第二項、第四項及び第五項」を「第百二条の五第二項、第百四条第二項及び第四項」に、「第百十二条第二項、第四項及び第六項」に、「第百十六条第二項及び第三項、第百十七条」を「第百十六条第二項から第四項まで」に改め、「、求職活動等支援給付金」、「、高年齢者雇用確保充実奨励金」及び「、中小企業両立支援助成金」を削る。

第百二十五条第二項第一号イ(2)(ii)中「並びに附則第十五条の九第二項」を削り、同号ロ(1)(ii)中「及び附則第十五条の九第二項」を削る。

第百三十八条第三号中「中小企業両立支援助成金（第百三十九条第二項」を「両立支援助成金(第百三十九条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第百三十九条の見出しを「(両立支援助成金)」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項第三号ロ中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同号ハ中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同号ニ中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第百三十八条第三号の両立支援助成金として、中小企業両立支援助成金を支給するものとする。

第百三十九条の二第二項及び第四項中「、求職活動等支援給付金」を削る。

第百三十九条の四中「第百三十九条第一項」を「第百三十九条第二項」に、「中小企業両立支援助成金」を「両立支援助成金」に改める。

第百四十四条の二中「及び同条第七項第一号イ」を「及び第七項第一号イ」に、「同項第二号イ、同項第三号イ、同項第四号イ及び同項第六号イ」を「第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第六号イ」に、「同条第二項第一号イ⑿、第百十条の三第一項第一号イ」を「第百十条第二項第一号イ⑿、第百十条の三第一項第一号」に、「並びに同条第四項第一号イ、附則第十五条の九第二項第一号イ、同号ハ及び同号ニ、附則第十五条の十第二項並びに附則第十七条の四の四第一項第一号」を「及び第四項第一号イ並びに附則第十五条の十第二項及び第十七条の四の四第一項第一号」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下この条において「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改め、「七月十日」を削る。